媒　体　掲　出　覚　書

株式会社　マイルストーン（以下、甲とする）は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、乙とする）とフリーペーパーラック設置への掲出に関して、下記の項目について覚書を取り交わすものとし、本覚書二通作成し、甲乙各一通を保有する。

【目的】

①乙は、甲の提供するラックの定められた位置に掲出物を設置し、来客が無料で持ち帰る事を了承する。

【期間・更新】

①　ラックへの設置期間は令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとし、甲乙いずれかより契約解除の意思表示が契約期間満了の１ヶ月前までにない場合は、自動的に同一条件で継続するものとし、以後も同様とする。

②モノレール運営者の判断に基づき、当該媒体設置契約更新不可となる場合も、甲は乙に対し、契約期間満了の１ヶ月前までに、モノレール運営者の本意向を伝えることとする。

【設置箇所】

①甲は乙に対し、モノレール駅における、甲の提供するラックの指定場所への掲出物を許可する。

②新規駅等、駅数の増加がある場合は、乙は本覚書と同条件にて掲出することとする。

③閉駅等、駅数の減少がある場合は、甲より乙へ通知することとする。

④ラック利用は全駅ラック掲出を基本とするも、話し合いにより決めることとする。

【設置料金】

①　は甲に対して、1 掲出につき、月間料金とし別紙申込書の通り支払うものとする。

②設置料金の支払いに関し、甲は乙へ請求書を前月末に発行し、それに基づき乙は当月末支払にて甲の指定する銀行口座へ振込みで支払うこととする。

※初月のみは掲出日より 10 日以内の振込入金とする。※振込手数料は乙の負担とする。

【運営・管理】

①ラックにおける設置順序・場所は甲の裁量とする。

【掲出規定】

①乙はその掲出物中に、諸法令違反する恐れのあるもの、公序良俗に反すると考えられるいかなる記事・広告を掲載してはならない。

②甲にて上記規定を違反すると判断した場合には、設置期間内といえども乙の掲出物を設置停止・撤去することができる。

③乙は媒体納品時の注意事項に違反し、甲及び店舗運営者に迷惑をかけ続けた場合には設置期間内といえども乙の掲出物を設置停止・撤去することができる。

【その他】

本覚書に定めなき事項については、双方協議の上、決定する。

令和　　年　　月　　日

【甲】沖縄県那覇市上之屋 314-2　　【乙】

サンメディアビル 3F

株式会社　マイルストーン

代表取締役社長　玉城　耕三　　印　　印